

重要事項説明書
通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービス 1

あなたに対する通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービス提供にあたり、介護保険法に関する厚生省令に基づいて、当事業者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会医療法人 高橋病院 介護老人保健施設 ゆとりろ
- ・実施している介護保険サービス
- ①介護保健施設サービス ②短期入所療養介護 ③通所リハビリテーション
- ④訪問リハビリテーション ⑤介護予防短期入所療養介護 ⑥介護予防通所リハビリテーション
- ⑦介護予防訪問リハビリテーション
- ・開設年月日 平成 10 年 7 月 1 日
- ・所在地 北海道函館市宝来町 14 番 27 号
- ・電話番号 0138 - 23 - 7223
- ・ファックス番号 0138 - 23 - 5400
- ・施設管理者名 吉田 史彰
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (0151480068号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようになり、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

【介護老人保健施設ゆとりろの運営方針】

介護老人保健施設ゆとりろは、介護老人保健施設の理念と役割に基づいて利用者の尊厳を守り安全に配慮しながら生活機能の維持、向上を目指し総合的に援助します。

【通所リハビリテーションの基本方針】

通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業は、要介護及び要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとします。

(3) 施設の概要

構造 S R C 造 6 階建 延面積 5, 986. 17 m²
機能訓練室・一般浴室・特別浴室・デイルーム・食堂・レクリエーションルーム・談話室・支援相談室 等

(4) 施設の職員体制

(提供時間 6 ~ 7 時間・3 ~ 4 時間 共通)

職種	人数
医師	2 人以上
介護職員	5 人以上 (常勤換算)
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	11 人以上 (常勤換算)
あん摩マッサージ指圧師	1 人以上
支援相談員	1 人以上

(5) 職員の勤務体制

①日 勤 8:30~17:00 ②半日勤 8:30~12:15 ③早 出 7:40~16:10

(6) 定 員 45名 (6 ~ 7 時間と 3 ~ 4 時間の合計)

(7) 営業日 [6 時間以上 7 時間未満] 月曜日～土曜日・祝祭日 [3 時間以上 4 時間未満] 月曜日～金曜日

(8) 休業日 日曜日・12月30日～1月3日

([3 時間以上 4 時間未満] の場合は土曜日・祝祭日も休業とします)

(9) 営業時間 8:35~16:55

(10) 通常の事業の実施地域 函館市

(11) 第三者評価実施の有無 未実施

2. サービス内容

- ① 通所リハビリテーションサービス及び介護予防通所リハビリテーションサービス計画の立案
- ② 食事（管理栄養士の作成したメニューを提供いたします。）
　　昼食 12時30分～13時15分　　おやつ 15時00分～15時30分
　　（[3時間以上4時間未満] の場合は昼食、おやつはありません）
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽でも対応致します。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護
- ⑥ 機能訓練（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訓練を実施いたします。）
- ⑦ 消炎鎮痛（あん摩マッサージ指圧師によるマッサージを実施いたします。）
- ⑧ 相談援助サービス（日常生活に関する悩みや、介護サービスに関すること等、ご相談ください。）
- ⑨ 行政手続代行
- ⑩ その他
　　＊これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力をいただくとともに、地域の医療とも連携を図っております。利用者の状態が急変した場合等には、協力をお願いしています。

- ・協力医療機関

- ・名 称 社会医療法人 高橋病院
- ・住 所 函館市時任町1番2号

◇緊急時の連絡先

緊急の場合には、「契約書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。
なお、受診時には連帯保証人又はご家族の付添いを原則とします。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ご利用中の飲酒は禁止致します。施設敷地内は禁煙になっております。
- ・食事に関しては、管理栄養士が栄養管理をしておりますので、その他の嗜好品を召し上がる場合、職員にご連絡ください。
- ・所持品、備品等の持ち込みは備え付けのロッカーをご利用ください。
- ・施設での現金のお預かりは原則的には致しません。お手元に現金をお持ちになる場合は小遣い程度の金額のみお持ちください。尚、現金ならび貴重品の紛失等につきは一切責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・ペットの持ち込みは原則的にはお断りしています。
- ・施設内での携帯電話、PHSのご使用はご遠慮ください。

5. 非常災害等対策

- ・防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、防火シャッター等
- ・防災訓練　　年3回（消防避難訓練2回　自然災害訓練1回）
- ・B C P訓練　年2回（感染症1回　自然災害1回）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話 0138-23-7223 ・ 0138-23-7008)

要望や苦情などは、支援相談員担当者にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

相談および 苦情対応窓口	電話番号	0138-23-7223 (代表) 23-7008 (支援相談室直通)
	FAX番号	0138-23-5400
	支援相談員	岩坂 亜里砂・小川 桂子 松村 舞子・伊藤 明博
	対応時間	午前8時35分～午後4時55分

次の公的機関においても、苦情等の申し出ができます。

函館市保健福祉部 高齢福祉課	所在地	函館市東雲町4-13
	電話番号	0138-21-3025
	FAX番号	0138-26-5936
	対応時間	午前8時45分～午後5時30分
函館市保健福祉部 指導監査課	所在地	函館市東雲町4-13
	電話番号	0138-21-3926 0138-21-3927 0138-21-3923
	対応時間	午前8時45分～午後5時30分
北斗市保健福祉課 介護保険係	所在地	北斗市中央1-3-10
	電話番号	0138-73-3111
	対応時間	午前8時45分～午後5時15分
七飯町福祉課 介護保険係	所在地	亀田郡七飯町字本町568-3
	電話番号	0138-65-2511
	対応時間	午前8時45分～午後5時15分
北海道国民健康保険 団体連合会 総務部介護 ・障害者支援課	所在地	札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館
	電話番号	011-231-5175
	対応時間	午前9時00分～午後5時00分

8. 事故発生時の対応

- ・サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。
- ・施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での受診を依頼いたします。
- ・前2項のほか、当施設は利用者のご家族又は行政機関に対して速やかに連絡いたします。

9. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意しておりますので、ご請求ください。

※ 以上、通所中に関する規程、指示等は厳守していただきますようお願いいたします。

万が一厳守していただけない場合には、利用をお断りさせていただく事もございますので
予めご了承下さい。